

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

お知らせ ○ 公立学校職員の定年の引上げ等に伴う関係規則の整備に関する規則 ……	福利・給与課	1頁
○ 給与条例附則第十八項、第二十項又は第二十一項の規定による給料に 関する規則 ……	福利・給与課	26頁

お 知 ら せ

令和4年8月16日付け三重県公報号外に、教育委員会関係規則が次のように掲載されました。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和四年三重県条例第三十八号）等の施行に伴い、公立学校職員の定年の引上げ等に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布します。

令和四年八月十六日

三重県人事委員会委員長	降	旗	道	男
三重県教育委員会教育長	木	平	芳	定

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第五号

公立学校職員の定年の引上げ等に伴う関係規則の整備に関する規則
 （公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部改正）

第一条 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則（昭和三十年^{三重県人事委員会規則}（第四号）^{三重県教育委員会規則}（第四号））の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（教職調整額の支給）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 地公法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）、<u>育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員について、条例第十二條の二第一項の規定により支給する教職調整額に一月未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該職員の教職調整額とする。</u></p> <p>（管理職手当の支給）</p> <p>第十三條の三（略）</p> <p>2 前項に規定する職を占める職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員に支給する管理職手当</p>	<p>（教職調整額の支給）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 <u>再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員について、条例第十二條の二第一項の規定により支給する教職調整額に一月未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該職員の教職調整額とする。</u></p> <p>（管理職手当の支給）</p> <p>第十三條の三（略）</p> <p>2 前項に規定する職を占める職員のうち再任用職員以外の職員に支給する管理職手当の月額は、当該職</p>

の月額、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職に係る前項の規定による区分（次項において「当該職の区分」という。）に応じ、別表第七の手当額欄に掲げる額（育児短時間勤務職員等にあつてはその額に算出率を、任期付短時間勤務職員にあつてはその額に勤務時間条例第三条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一日未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。

3 第一項に規定する職を占める職員のうち定年前再任用短時間勤務職員に支給する管理職手当の月額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職の区分に応じ、別表第八の手当額欄に掲げる額に、勤務時間条例第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一日未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

4・5 (略)

(管理職員特別勤務手当の支給)

第十三条の四 条例第二十二條の三第三項第一号の規定により規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 次号に掲げる職員以外の管理監督職員（条例第二十二條の三第一項に規定する管理監督職員をいう。以下同じ。）別表第九の上欄に掲げる職の区分に応じ、同表の中欄に掲げる額
- 二 定年前再任用短時間勤務職員である管理監督職員 別表第九の上欄に掲げる職の区分に応じ、同表の中欄に掲げる額

2 (略)

3 条例第二十二條の三第三項第二号の規定により規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 次号に掲げる職員以外の管理監督職員 別表第九の上欄に掲げる職の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額
- 二 定年前再任用短時間勤務職員である管理監督職員 別表第九の上欄に掲げる職の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額

4・6 (略)

(勤務一時間当たりの給与額)

第十七条の三 条例第二十八條の規則で定める数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間に、毎年四月一日から翌年の三月三十一日までの間における国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（土曜日に当たる日を除く。）及び十二月二十九日か

員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職に係る前項の規定による区分（次項において「当該職の区分」という。）に応じ、別表第七の手当額欄に掲げる額（育児短時間勤務職員等にあつてはその額に算出率を、任期付短時間勤務職員にあつてはその額に勤務時間条例第三条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一日未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。

3 第一項に規定する職を占める職員のうち再任用職員に支給する管理職手当の月額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職の区分に応じ、別表第八の手当額欄に掲げる額（再任用短時間勤務職員にあつてはその額に勤務時間条例第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等にあつてはその額に算出率をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一日未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。

4・5 (略)

(管理職員特別勤務手当の支給)

第十三条の四 条例第二十二條の三第三項第一号の規定により規則で定める額は、別表第九の上欄に掲げる職の区分に応じ、同表の中欄に掲げる額とする。

2 (略)

3 条例第二十二條の三第三項第二号の規定により規則で定める額は、別表第九の上欄に掲げる職の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額とする。

4・6 (略)

(勤務一時間当たりの給与額)

第十七条の三 条例第二十八條の規則で定める数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間に、毎年四月一日から翌年の三月三十一日までの間における国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（土曜日に当たる日を除く。）及び十二月二十九日か

ら翌年の一月三日までの日（同法に規定する休日及び日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計を乗じて得た数とする。

一 (略)

二 定年前再任用短時間勤務職員 七時間四十五分に勤務時間条例第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除した数を乗じて得た時間

三・四 (略)

(定年前再任用短時間勤務職員等の給料月額の端数計算)

第十九条 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該職員の給料月額とする。

- 一 定年前再任用短時間勤務職員 条例第十条の二
- 二 育児短時間勤務職員等 職員の育児休業等に関する条例（平成四年三重県条例第一号。以下「育児休業条例」という。）第十九条の規定により読み替えられた条例第十条第一項若しくは第二項又は第十一条第二項

三 (略)

附 則

1 ～ 7 (略)

(条例附則第十六項の規定を受ける職員のへき手当等の支給)

8 条例附則第十六項の規定を受ける職員に対する第十一条の二第五項の規定の適用については、当分の間、同項中「次に掲げる職員」とあるのは、「条例附則第十六項の規定を受ける職員であつて施行日の前日に当該職員以外の職員であつたもの及び次に掲げる職員」とする。

(条例附則第十六項の規定を受ける職員の管理職手当の支給額)

9 条例附則第十六項の規定を受ける職員に対する第十三条の三第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

(条例附則第十六項の規定を受ける職員の管理職員特別勤務手当の支給額)

10 条例附則第十六項の規定を受ける職員に対する第十三条の四第一項及び第三項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

(条例附則第十六項の規定を受ける育児短時間勤務職員等の給料月額の端数計算)

ら翌年の一月三日までの日（同法に規定する休日及び日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計を乗じて得た数とする。

一 (略)

二 再任用短時間勤務職員 七時間四十五分に勤務時間条例第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除した数を乗じて得た時間

三・四 (略)

(再任用短時間勤務職員等の給料月額の端数計算)

第十九条 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該職員の給料月額とする。

- 一 再任用短時間勤務職員 条例第十条の二第二項
- 二 育児短時間勤務職員等 職員の育児休業等に関する条例（平成四年三重県条例第一号。次号において「育児休業条例」という。）第十九条の規定により読み替えられた条例第十条第一項若しくは第二項、第十条の二第一項又は第十一条第二項

三 (略)

附 則

1 ～ 7 (略)

11 育児休業条例附則第十二項の規定により読み替えられた条例附則第十六項の規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等について、同項の規定による給料月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該育児短時間勤務職員等の給料月額とする。

(条例附則第十六項又は第十七項の規定の適用を受ける職員への通知)

12 条例附則第十六項又は第十七項の規定の適用により給料月額が異動することとなつた職員に対しては、人事異動通知書又はこれに代わる文書によりその旨を通知するものとする。ただし、通知書等の交付によらないことを適当と認める場合には、適当な方法をもつて通知書等の交付に代えることができる。

別表第九(第十三条の四関係)

管理職員特別勤務手当額表

職	手当額(第十三条の四第一項第二号)	手当額(第十三条の四第三項第一号)
(略)	(略)	(略)

備考 (略)

別表第九の二(第十三条の四関係)

管理職員特別勤務手当額表

職	手当額(第十三条の四第一項第二号)	手当額(第十三条の四第三項第二号)
校長	六千円	三千円
教頭	五千円	二千五百円
事務長	五千円(特に困難な業務を行う事務長の職にある者にあつては、六千円)	二千五百円(特に困難な業務を行う事務長の職にある者にあつては、三千円)

備考 別表第六の備考は、本表について適用する。

別表第九(第十三条の四関係)

管理職員特別勤務手当額表

職	手当額(第十三条の四第一項)	手当額(第十三条の四第三項)
(略)	(略)	(略)

備考 (略)

(公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第二条 公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和四十五年 三重県人事委員会規則 第二十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(昇格の場合の号給)</p> <p>第二十二条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 降格した職員を当該降格後最初に昇格させる場合において、前三項の規定により決定される号給が部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、前三項の規定にかかわらず、あらかじめ県委員会が人事委員会と協議して、その者の号給を決定することができる。</p> <p>(降格の場合の号給)</p>	<p>(昇格の場合の号給)</p> <p>第二十二条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 降格した職員を当該降格後最初に昇格させた場合におけるその者の号給は、前三項の規定にかかわらず、県委員会が人事委員会と協議して定める号給とする。</p> <p>(降格の場合の号給)</p>

第二十三条 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、降格した日の前日に受けていた号給に対応する降格時号給対応表（別表第八）の降格後の号給欄に定める号給とする。

2 (略)

3 前二項の規定により職員の号給を決定することが著しく不相当と認められる場合には、これらの規定にかかわらず、あらかじめ県委員会が人事委員会と協議して、その者の号給を決定することができる。この場合において、当該号給は、当該職員が降格した日の前日に受けていた給料月額に達しない額の号給でなければならない。

第二十三条 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給）とする。

2 (略)

3 前二項の規定により職員の号給を決定することが著しく不相当と認められる場合には、これらの規定にかかわらず、あらかじめ県委員会が人事委員会と協議して、その者の号給を決定することができる。

4 教育職員を高等学校等教育職給料表又は中学校、小学校教育職給料表の職務の級三級又は四級から降格させた場合における当該降格後の号給の給料月額に関しては、高等学校等教育職給料表の備考(二)及び中学校、小学校教育職給料表の備考(二)の規定の適用がないものとして第一項の規定を適用するものとする。

別表第七の次に次の一表を加える。

別表第八（第23条関係）降格時号給対応表

イ 高等学校等教育職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降 格 後 の 号 給			
	1級	2級（3級から）	特2級	3級
1	21	25(53)	25	41
2	22	26(54)	26	42
3	23	27(55)	27	43
4	24	28(56)	28	44
5	25	29(57)	29	45
6	26	30(58)	30	46
7	27	31(59)	31	47
8	28	32(60)	32	48
9	29	33(61)	33	49
10	30	34(62)	34	50
11	31	35(63)	35	51
12	32	36(64)	36	52
13	33	37(65)	37	53
14	34	38(66)	38	54
15	35	39(67)	39	55
16	36	40(68)	40	56
17	37	41(69)	41	57
18	38	42(70)	42	58
19	39	43(71)	43	59
20	40	44(72)	44	60
21	41	45(73)	45	61
22	42	46(74)	46	62
23	43	47(75)	47	63
24	44	48(76)	48	64
25	45	49(77)	49	66

26	46	50(78)	50	68
27	47	51(79)	51	70
28	48	52(80)	52	72
29	50	53(81)	53	74
30	52	54(82)	54	76
31	54	55(83)	55	78
32	56	56(84)	56	80
33	58	57(85)	57	82
34	60	58(86)	58	84
35	62	59(87)	59	85
36	64	60(88)	60	85
37	66	61(89)	61	85
38	68	62(90)	62	85
39	70	63(91)	63	85
40	72	64(92)	64	85
41	73	65(93)	65	85
42	74	66(94)	66	85
43	75	67(95)	67	85
44	76	68(96)	68	85
45	78	69(97)	69	85
46	80	70(98)	70	
47	82	71(99)	71	
48	84	72(100)	72	
49	86	73(102)	73	
50	88	74(104)	74	
51	90	75(106)	75	
52	92	76(108)	76	
53	94	77(110)	77	
54	96	78(112)	78	
55	98	79(114)	79	
56	100	80(116)	80	
57	103	81(119)	81	
58	106	82(128)	82	
59	109	83(142)	83	
60	112	84(145)	84	
61	117	85(145)	86	
62	122	86(145)	88	
63	127	87(145)	90	
64	132	88(145)	92	
65	138	89(145)	93	
66	144	90(145)	94	
67	150	91(145)	95	
68	153	92(145)	96	
69	153	93(145)	99	
70	153	94(145)	102	
71	153	95(145)	105	
72	153	96(145)	108	
73	153	97(145)	111	
74	153	98(145)	114	
75	153	99(145)	117	
76	153	100(145)	117	

77	153	101(145)	117	
78	153	102(145)	117	
79	153	103(145)	117	
80	153	104(145)	117	
81	153	106(145)	117	
82	153	108(145)	117	
83	153	110(145)	117	
84	153	112(145)	117	
85	153	114(145)	117	
86	153	116		
87	153	118		
88	153	120		
89	153	125		
90	153	130		
91	153	135		
92	153	140		
93	153	142		
94	153	144		
95	153	145		
96	153	145		
97	153	145		
98	153	145		
99	153	145		
100	153	145		
101	153	145		
102	153	145		
103	153	145		
104	153	145		
105	153	145		
106	153	145		
107	153	145		
108	153	145		
109	153	145		
110	153	145		
111	153	145		
112	153	145		
113	153	145		
114	153	145		
115	153	145		
116	153	145		
117	153	145		
118	153			
119	153			
120	153			
121	153			
122	153			
123	153			
124	153			
125	153			
126	153			
127	153			

128	153			
129	153			
130	153			
131	153			
132	153			
133	153			
134	153			
135	153			
136	153			
137	153			
138	153			
139	153			
140	153			
141	153			
142	153			
143	153			
144	153			
145	153			

□ 中学校・小学校教育職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降 格 後 の 号 給			
	1級	2級 (3級から)	特2級	3級
1	9	37(49)	9	57
2	10	38(50)	10	58
3	10	39(51)	11	59
4	11	40(52)	12	60
5	12	41(53)	13	61
6	13	42(54)	14	62
7	14	43(55)	15	63
8	15	44(56)	16	64
9	16	45(57)	17	65
10	17	46(58)	18	66
11	18	47(59)	19	67
12	19	48(60)	20	68
13	20	49(61)	21	69
14	21	50(62)	22	70
15	23	51(63)	23	71
16	24	52(64)	24	72
17	25	53(65)	25	73
18	26	54(66)	26	74
19	27	55(67)	27	75
20	28	56(68)	28	80
21	29	57(69)	29	85
22	30	58(70)	30	90
23	31	59(71)	31	96
24	32	60(72)	32	100
25	33	61(73)	33	101
26	34	62(74)	34	101
27	35	63(75)	35	101
28	36	64(76)	36	101
29	37	65(77)	37	101

30	38	66(78)	38	101
31	39	67(79)	39	101
32	40	68(80)	40	101
33	41	69(81)	41	101
34	42	70(82)	42	101
35	43	71(83)	43	101
36	44	72(84)	44	101
37	45	73(85)	45	101
38	46	74(86)	46	101
39	47	75(87)	47	101
40	48	76(88)	48	101
41	50	77(89)	49	101
42	52	78(90)	50	101
43	54	79(91)	51	101
44	56	80(92)	52	101
45	58	81(93)	53	101
46	60	82(94)	54	
47	62	83(95)	55	
48	64	84(96)	56	
49	66	85(97)	57	
50	68	86(98)	58	
51	70	87(99)	59	
52	72	88(100)	60	
53	73	89(101)	61	
54	74	90(102)	62	
55	75	91(103)	63	
56	76	92(104)	64	
57	78	93(105)	65	
58	80	94(106)	66	
59	82	95(107)	67	
60	84	96(108)	68	
61	87	97(110)	69	
62	90	98(112)	70	
63	93	99(114)	71	
64	96	100(116)	72	
65	101	101(117)	73	
66	106	102(118)	74	
67	111	103(119)	75	
68	116	104(120)	76	
69	119	105(122)	77	
70	122	106(124)	78	
71	125	107(126)	79	
72	125	108(128)	80	
73	125	109(130)	82	
74	125	110(150)	84	
75	125	111(155)	86	
76	125	112(157)	88	
77	125	114(157)	89	
78	125	116(157)	90	
79	125	118(157)	91	
80	125	120(157)	95	

81	125	121(157)	99	
82	125	122(157)	103	
83	125	123(157)	107	
84	125	124(157)	112	
85	125	125(157)	114	
86	125	126(157)	116	
87	125	127(157)	117	
88	125	128(157)	117	
89	125	130(157)	117	
90	125	134(157)	117	
91	125	138(157)	117	
92	125	142(157)	117	
93	125	146(157)	117	
94	125	150(157)	117	
95	125	153(157)	117	
96	125	156(157)	117	
97	125	157(157)	117	
98	125	157(157)	117	
99	125	157(157)	117	
100	125	157(157)	117	
101	125	157(157)	117	
102	125	157		
103	125	157		
104	125	157		
105	125	157		
106	125	157		
107	125	157		
108	125	157		
109	125	157		
110	125	157		
111	125	157		
112	125	157		
113	125	157		
114	125	157		
115	125	157		
116	125	157		
117	125	157		
118	125			
119	125			
120	125			
121	125			
122	125			
123	125			
124	125			
125	125			
126	125			
127	125			
128	125			
129	125			
130	125			
131	125			

132	125			
133	125			
134	125			
135	125			
136	125			
137	125			
138	125			
139	125			
140	125			
141	125			
142	125			
143	125			
144	125			
145	125			
146	125			
147	125			
148	125			
149	125			
150	125			
151	125			
152	125			
153	125			
154	125			
155	125			
156	125			
157	125			

ハ 学校栄養職員給料表降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降 格 後 の 号 給			
	1級	2級	3級	4級
1	21	17	33	17
2	22	18	34	18
3	23	19	35	19
4	24	20	36	20
5	25	21	37	21
6	26	22	38	22
7	27	23	39	23
8	28	24	40	24
9	29	25	41	25
10	30	26	42	26
11	31	27	43	27
12	32	28	44	28
13	33	29	45	29
14	34	30	46	30
15	35	31	47	31
16	36	32	48	32
17	37	33	49	33
18	38	34	50	34
19	39	35	51	35
20	40	36	52	36
21	41	37	54	37

22	42	38	56	38
23	43	39	58	39
24	44	40	60	40
25	45	41	61	41
26	46	42	62	42
27	47	43	63	43
28	48	44	64	44
29	50	45	66	45
30	52	46	68	46
31	54	47	70	47
32	56	48	72	48
33	57	49	76	50
34	58	50	80	52
35	59	51	84	54
36	60	52	88	56
37	62	53	94	59
38	64	54	101	62
39	66	55	108	65
40	68	56	113	69
41	70	57	113	73
42	72	58	113	77
43	74	59	113	81
44	76	60	113	85
45	78	61	113	85
46	80	62	113	85
47	82	63	113	85
48	84	64	113	85
49	85	65	113	85
50	85	66	113	85
51	85	67	113	85
52	85	68	113	85
53	85	70	113	85
54	85	72	113	85
55	85	74	113	85
56	85	76	113	85
57	85	78	113	85
58	85	80	113	85
59	85	82	113	85
60	85	84	113	85
61	85	91	113	85
62	85	98	113	85
63	85	105	113	85
64	85	105	113	85
65	85	105	113	85
66	85	105	113	
67	85	105	113	
68	85	105	113	
69	85	105	113	
70	85	105	113	
71	85	105	113	
72	85	105	113	

73	85	105	113	
74	85	105	113	
75	85	105	113	
76	85	105	113	
77	85	105	113	
78	85	105	113	
79	85	105	113	
80	85	105	113	
81	85	105	113	
82	85	105	113	
83	85	105	113	
84	85	105	113	
85	85	105	113	
86	85	105		
87	85	105		
88	85	105		
89	85	105		
90	85	105		
91	85	105		
92	85	105		
93	85	105		
94	85	105		
95	85	105		
96	85	105		
97	85	105		
98	85	105		
99	85	105		
100	85	105		
101	85	105		
102	85	105		
103	85	105		
104	85	105		
105	85	105		
106		105		
107		105		
108		105		
109		105		
110		105		
111		105		
112		105		
113		105		

二 行政職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降 格 後 の 号 給				
	1級	2級	3級	4級	5級
1	33	17	17	9	9
2	33	18	18	10	10
3	33	19	19	11	11
4	34	20	20	12	12
5	35	21	21	13	13
6	36	22	22	14	14

7	37	23	23	15	15
8	39	24	24	16	16
9	40	25	25	17	17
10	42	26	26	18	18
11	43	27	27	19	19
12	44	28	28	20	20
13	45	29	29	21	21
14	46	30	30	22	22
15	47	31	31	23	23
16	48	32	32	24	24
17	49	33	33	25	25
18	50	34	34	26	26
19	51	35	35	27	27
20	52	36	36	28	28
21	53	37	37	29	29
22	54	38	38	30	30
23	55	39	39	31	31
24	56	40	40	32	32
25	58	41	41	33	33
26	60	42	42	34	34
27	62	43	43	35	35
28	64	44	44	36	36
29	66	45	45	37	37
30	68	46	46	38	38
31	70	47	47	39	39
32	72	48	48	40	40
33	74	49	49	41	41
34	76	50	50	42	42
35	78	51	51	43	43
36	80	52	52	44	44
37	81	53	53	45	45
38	82	54	54	46	46
39	83	55	55	47	47
40	84	56	56	48	48
41	86	58	57	49	50
42	88	60	58	50	52
43	90	62	59	51	54
44	92	64	60	52	56
45	93	66	63	53	58
46	93	68	66	54	60
47	93	70	69	55	62
48	93	72	72	56	64
49	93	76	75	57	66
50	93	80	78	58	76
51	93	84	81	59	88
52	93	88	84	60	92
53	93	93	88	61	93
54	93	98	92	62	93
55	93	103	97	63	93
56	93	109	102	64	93
57	93	115	107	65	93

58	93	121	112	66	93
59	93	125	113	67	93
60	93	125	113	68	93
61	93	125	113	69	93
62	93	125	113	70	93
63	93	125	113	71	93
64	93	125	113	72	93
65	93	125	113	73	93
66	93	125	113	74	93
67	93	125	113	75	93
68	93	125	113	80	93
69	93	125	113	85	93
70	93	125	113	88	93
71	93	125	113	89	93
72	93	125	113	90	93
73	93	125	113	91	93
74	93	125	113	92	93
75	93	125	113	93	93
76	93	125	113	93	93
77	93	125	113	93	93
78	93	125	113	93	93
79	93	125	113	93	93
80	93	125	113	93	93
81	93	125	113	93	93
82	93	125	113	93	93
83	93	125	113	93	93
84	93	125	113	93	93
85	93	125	113	93	93
86	93	125	113	93	
87	93	125	113	93	
88	93	125	113	93	
89	93	125	113	93	
90	93	125	113	93	
91	93	125	113	93	
92	93	125	113	93	
93	93	125	113	93	
94	93	125			
95	93	125			
96	93	125			
97	93	125			
98	93	125			
99	93	125			
100	93	125			
101	93	125			
102	93	125			
103	93	125			
104	93	125			
105	93	125			
106	93	125			
107	93	125			
108	93	125			

109	93	125			
110	93	125			
111	93	125			
112	93	125			
113	93	125			
114	93				
115	93				
116	93				
117	93				
118	93				
119	93				
120	93				
121	93				
122	93				
123	93				
124	93				
125	93				

備考

- これらの表の降格後の号数欄中「1級」等とあるのは、その者が降格した職務の級を示す。
- 「2級(3級から)」欄の()は、3級から2級への降格の場合に適用する。

(公立学校職員の住居手当に関する規則の一部改正)

第三条 公立学校職員の住居手当に関する規則(昭和四十九年^{三重県人事委員会規則}_{三重県教育委員会規則}第十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(権衡職員の範囲)</p> <p>第四条 条例第十五条の三第一項第二号の規則で定める職員は、公立学校職員の単身赴任手当に関する規則(平成二年三重県人事委員会規則・三重県教育委員会規則第一号)第五条第二項に該当する職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第二項若しくは第二項の規定により採用された職員を除く。)で、同項第三号に規定する満十八歳に達する日後の最初の三月三十一日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は学校の移転の直前の住居であつた住宅(前条に規定する住宅を除く。)又はこれに準ずるものとして県委員会が人事委員会と協議して定める住宅を借り受け、月額一万五千元を超える家賃を支払っているものとする。</p>	<p>(権衡職員の範囲)</p> <p>第四条 条例第十五条の三第一項第二号の規則で定める職員は、公立学校職員の単身赴任手当に関する規則(平成二年三重県人事委員会規則・三重県教育委員会規則第一号)第五条第二項に該当する職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八條の四第一項、第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員を除く。)で、同項第三号に規定する満十八歳に達する日後の最初の三月三十一日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は学校の移転の直前の住居であつた住宅(前条に規定する住宅を除く。)又はこれに準ずるものとして県委員会が人事委員会と協議して定める住宅を借り受け、月額一万五千元を超える家賃を支払っているものとする。</p>

(公立学校職員の通勤手当に関する規則の一部改正)

第四条 公立学校職員の通勤手当に関する規則(昭和三十五年^{三重県人事委員会規則}_{三重県教育委員会規則}第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定年前再任用短時間勤務職員等にかかる通勤手当の減額)</p> <p>第八条の二 条例第十六条第二項第二号(職員の育児休業等に関する条例(平成四年三重県条例第一号)第十九条若しくは第二十五条又は職員の高齢者部分休業に関する条例(令和四年三重県条例第二十七号)第三条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規則で定める職員は、平均一箇月当たりの通勤所要回数が十回に満たない職員とし、同号の規則で定める割合は、百分の五十とする。</p> <p>(支給単位期間)</p> <p>第十七条の三 (略)</p> <p>2 前項第一号に掲げる交通機関等について、次の各号のいずれかに掲げる事由(前条第一項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。)が前項第一号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月(その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月)までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。</p> <p>一 法第二十八条の六第一項の規定による退職その他の離職をすること。</p> <p>二 五 (略)</p>	<p>(再任用短時間勤務職員等にかかる通勤手当の減額)</p> <p>第八条の二 条例第十六条第二項第二号(職員の育児休業等に関する条例(平成四年三重県条例第一号)第十九条又は第二十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規則で定める職員は、平均一箇月当たりの通勤所要回数が十回に満たない職員とし、同号の規則で定める割合は、百分の五十とする。</p> <p>(支給単位期間)</p> <p>第十七条の三 (略)</p> <p>2 前項第一号に掲げる交通機関等について、次の各号のいずれかに掲げる事由(前条第一項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。)が前項第一号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月(その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月)までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。</p> <p>一 法第二十八条の二第一項の規定による退職その他の離職をすること。</p> <p>二 五 (略)</p>

(公立学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部改正)

第五条 公立学校職員の単身赴任手当に関する規則(平成二年 三重県人事委員会規則 三重県教育委員会規則 第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(権衡職員の範囲等)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 条例第十六条の二第三項の同条第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 次に掲げる事由の発生(以下「事由発生」という。)に伴い、住居を移転し、第二条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する学校に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員</p> <p>イ 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項若しくは第二項の規定による採用(法の規定により退職した日</p>	<p>(権衡職員の範囲等)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 条例第十六条の二第三項の同条第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 次に掲げる事由の発生(以下「事由発生」という。)に伴い、住居を移転し、第二条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する学校に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員</p> <p>イ 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第二十八條の四第一項、第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定による採用(法</p>

の翌日におけるものに限る。)をされたこと。

ロく二 (略)
二く八 (略)

第二十八条の二第一項の規定により退職した日
(法第二十八条の三の規定により勤務した後退
職した日及び当該採用に係る任期が満了した日
を含む。)の翌日におけるものに限る。)をされ
たこと。

ロく二 (略)
二く八 (略)

(公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第六条 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和三十九年^{三重県人事委員会規則}第二号)の二
^{三重県教育委員会規則}部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第二条 条例第二十三条第一項後段の規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 その退職の後基準日までの間において次に掲げる者であつて、非常勤の職員(法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)、育児休業法第十八條第一項の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。))又は会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(令和元年三重県条例第一号)の適用を受ける職員(企業庁又は病院事業庁において、当該条例の規定の例による職員を含む。)のうち期末手当の支給対象者であるもの(以下「会計年度任用職員」という。))若しくは公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(令和元年三重県条例第三号)の適用を受ける職員のうち期末手当の支給対象者であるもの(以下「公立学校会計年度任用職員」という。))その他県委員会が人事委員会と協議して定める者を除く。)以外の職員となつたもの</p> <p>イくへ (略)</p> <p>三 その退職に引き続き他の地方公務員、公立学校職員の退職手当に関する条例(昭和三十年三重県条例第十一号)第七条第五項第二号に規定する一般地方独立行政法人の職員及び同条例第八条の二第一項に規定する県設立一般地方独立行政法人の役員、国家公務員、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)の職員若しくは国立大学法人(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学</p>	<p>第二条 条例第二十三条第一項後段の規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 その退職の後基準日までの間において次に掲げる者であつて、非常勤の職員(法第二十八條の四第一項若しくは第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。))で法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。))、育児休業法第十八條第一項の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。))又は会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(令和元年三重県条例第一号)の適用を受ける職員(企業庁又は病院事業庁において、当該条例の規定の例による職員を含む。)のうち期末手当の支給対象者であるもの(以下「会計年度任用職員」という。))若しくは公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(令和元年三重県条例第三号)の適用を受ける職員のうち期末手当の支給対象者であるもの(以下「公立学校会計年度任用職員」という。))その他県委員会が人事委員会と協議して定める者を除く。)以外の職員となつたもの</p> <p>イくへ (略)</p> <p>三 その退職に引き続き他の地方公務員、公立学校職員の退職手当に関する条例(昭和三十年三重県条例第十一号)第七条第五項第二号に規定する一般地方独立行政法人の職員及び同条例第八条の二第一項に規定する県設立一般地方独立行政法人の役員、国家公務員、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)の職員若しくは国立大学法人(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学</p>

法人をいう。)の職員のうち、県委員会が人事委員会と協議して定める者(非常勤である者にあつては、定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員その他県委員会が人事委員会と協議して定める者に限る。)又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第十二条第一号に規定する退職派遣者となつたもの

第四条 基準日前一箇月以内において条例の適用を受ける常勤の職員、定年前再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員としての退職が二回以上ある者について前二条の規定を適用する場合には、基準日にもつとも近い日の退職のみをもつて、当該退職とする。

(期末手当に係る在職期間)

第五条 (略)

2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。

一 四 (略)

五 法第二十六条の三第一項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかつた期間については、その二分の一の期間

六 (略)

(勤勉手当に係る勤務期間)

第十一条 (略)

2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。ただし、この場合において、除算される期間が一日未満の場合は切り捨てる。

一 十一 (略)

十二 法第二十六条の三第一項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかつた期間

十三 (略)

(勤勉手当の成績率)

第十三条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる割合の範囲内で、県委員会が定めるものとする。

一 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 百分の百九十以内

二 定年前再任用短時間勤務職員 百分の九十以内

法人をいう。)の職員のうち、県委員会が人事委員会と協議して定める者(非常勤である者にあつては、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員その他県委員会が人事委員会と協議して定める者に限る。)又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第十二条第一号に規定する退職派遣者となつたもの

第四条 基準日前一箇月以内において条例の適用を受ける常勤の職員、再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員としての退職が二回以上ある者について前二条の規定を適用する場合には、基準日にもつとも近い日の退職のみをもつて、当該退職とする。

(期末手当に係る在職期間)

第五条 (略)

2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。

一 四 (略)

五 (略)

(勤勉手当に係る勤務期間)

第十一条 (略)

2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。ただし、この場合において、除算される期間が一日未満の場合は切り捨てる。

一 十一 (略)

十二 (略)

(勤勉手当の成績率)

第十三条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる割合の範囲内で、県委員会が定めるものとする。

一 再任用職員以外の職員 百分の百九十以内

二 再任用職員 百分の九十以内

(公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正)

第七条 公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則(昭和五十年^{三重県人事委員会規則}_{三重県教育委員会規則}第十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(義務教育等教員特別手当の月額)	(義務教育等教員特別手当の月額)
<p>第三条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「地公法」という。)第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項若しくは第二項の規定によ</p>	<p>第三条 義務教育等教員特別手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「地公法」という。)第二十八條の四第一項若しくは第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第</p>

り採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）にあつてはその額に公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第二号。以下「勤務時間条例」という。）第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員にあつてはその額に勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、同法第十八条第一項の規定により採用された職員にあつてはその額に勤務時間条例第三条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一日未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額」とする。

一 条例第二十五条の三第一項に規定する職員で中学校・小学校教育職給料表の適用を受けるものその者の属する職務の級及びその者の受ける号給（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、当該職員の属する職務の級とする。以下同じ。）に対応する別表第一に掲げる額

二 五（略）

附 則

（施行期日）

1 | （略）

（条例附則第十六項の規定の適用を受ける職員の義務教育等教員特別手当の支給額）

2 | 条例附則第十六項の規定の適用を受ける職員に対する第三条の規定の適用については、当分の間、同条第一号から第五号までの規定中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）で地公法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものにあつてはその額に公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第二号。以下「勤務時間条例」という。）第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員にあつてはその額に勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、同法第十八条第一項の規定により採用された職員にあつてはその額に勤務時間条例第三条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一日未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額」とする。

一 条例第二十五条の三第一項に規定する職員で中学校・小学校教育職給料表の適用を受けるものその者の属する職務の級及びその者の受ける号給（再任用職員にあつては、当該職員の属する職務の級とする。以下同じ。）に対応する別表第一に掲げる額

二 五（略）

附 則

（施行期日）

（略）

別表第一再任用職員以外の職員の欄及び再任用職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

別表第二再任用職員以外の職員の欄及び再任用職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める

（公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則）

第八条 公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和三十年 三重県人事委員会規則 三重県教育委員会規則（第一号））の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第二条 (略)</p> <p>(適用除外)</p> <p>第二条の二十一年未満の期間勤続した者であつて、六十歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者に対しては、条例第三条第二項の規定は、適用しない。</p> <p>(基礎在職期間)</p> <p>第四条の二 条例第五条の二第二項第二十一号に規定する規則で定める在職期間は、次に掲げる在職期間とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 条例附則第二項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる旧専売公社、旧電信電話公社又は旧国有鉄道の職員としての在職期間</p> <p>三 条例附則第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる日本たばこ産業株式会社及び日本電信電話株式会社の職員としての在職期間</p> <p>四 条例附則第四項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる昭和六十二年三月三十一日までの旧国有鉄道の職員としての在職期間及び昭和六十二年四月一日以後の承継法人等の職員としての在職期間</p> <p>五 条例附則第八項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる旧国有鉄道の職員としての在職期間、旧事業団の職員としての在職期間及び旧公団の職員としての在職期間</p> <p>六 条例附則第九項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間</p> <p>七 (略)</p> <p>(勤続期間の計算)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 条例第七条第三項かつこ書(第十二条第一項各号のいずれかに該当する場合を除く。)の部分を除き、同条第五項の規定において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により在職期間の通算を認められる者の身分を失つた日(準ずる日を含む。以下同じ。)から新たな身分を得た日までの期間は、在職期間に含まない。</p> <p>4 条例第七条第三項かつこ書に規定する他に就職に</p>	<p>第二条 (略)</p> <p>(基礎在職期間)</p> <p>第四条の二 条例第五条の二第二項第二十一号に規定する規則で定める在職期間は、次に掲げる在職期間とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 条例附則第十四項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる旧専売公社、旧電信電話公社又は旧国有鉄道の職員としての在職期間</p> <p>三 条例附則第十五項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる日本たばこ産業株式会社及び日本電信電話株式会社の職員としての在職期間</p> <p>四 条例附則第十六項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる昭和六十二年三月三十一日までの旧国有鉄道の職員としての在職期間及び昭和六十二年四月一日以後の承継法人等の職員としての在職期間</p> <p>五 条例附則第二十二項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる旧国有鉄道の職員としての在職期間、旧事業団の職員としての在職期間及び旧公団の職員としての在職期間</p> <p>六 条例附則第二十三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間</p> <p>七 (略)</p> <p>(勤続期間の計算)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 条例第七条第三項かつこ書(第十二条第一項各号のいずれかに該当する場合を除く。)の部分を除き、同条第五項、条例附則第二項、条例附則第七項および条例附則第八項の規定においてその例による場合および準用する場合を含む。以下同じ。)、条例附則第五項、条例附則第六項および条例附則第八項の規定により在職期間の通算を認められる者の身分を失つた日(準ずる日を含む。以下同じ。)から新たな身分を得た日までの期間は、在職期間に含まない。</p> <p>4 条例第七条第三項かつこ書、条例附則第五項、条</p>

は、身分を失った日から新たな身分を得た日までの間において、再就職する意志があつたにもかかわらず、定数、歳出予算等の事情により早期に再就職することができなかつたことが立証され、やむを得ず一時的に他に就職した場合は、該当しないものとする。

5 条例第七条第三項かつこ書に規定する退職の日から就職の日までの期間について必要と認められる日数は、その者のそのための準備に要する日数、旅行日数その他の事情を勘案して教育長がその都度定めるものとする。

6 条例第七条第五項本文中のかつこ書の規定は、当該地方公共団体の退職手当に関する規定において職員の在職期間の通算を認めないことについて定められたとき以前に当該地方公共団体における職員以外の地方公務員等から引き続き職員となつた者については適用しない。

第六条から第七条まで 削除

例附則第六項および条例附則第八項に規定する他に就職には、身分を失った日から新たな身分を得た日までの間において、再就職する意志があつたにもかかわらず、定数、歳出予算等の事情により早期に再就職することができなかつたことが立証され、止むを得ず一時的に他に就職した場合は、該当しないものとする。

5 条例第七条第三項かつこ書に規定する退職の日から就職の日までの期間（以下本項中「空白期間」という。）には、昭和二十八年七月三十一日以前における外国政府職員等、医療団職員、救護員、外国特殊機関職員、在学研究員等となるための空白期間、兵役に服するための空白期間等を含むものとし、当該空白期間について必要と認められる日数は、その者のそのための準備に要する日数、旅行日数その他の事情を勘案して教育長がその都度定めるものとする。

6 条例第七条第五項本文中のかつこ書（条例附則第二項および条例附則第七項においてその例による場合を含む。）の規定は、当該地方公共団体の退職手当に関する規定において職員の在職期間の通算を認めないことについて定められたとき以前に当該地方公共団体における職員以外の地方公務員等から引き続き職員となつた者については適用しない。

（外国政府職員等、医療団職員、救護員、外国特殊機関職員、在外研究員等および外地官署所属職員の範囲等）

第六条 条例附則第三項に規定する規則で定めるものおよび規則で定める期間については、国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）附則第三項第一号および第二号に規定するところによる。

2 条例附則第三項、条例附則第四項、条例附則第五項、条例附則第八項および条例附則第十項第五号に規定する外国政府職員等、医療団職員、救護員、外国特殊機関職員、在外研究員等または外地官署所属職員の範囲、身分を失った日その他必要な事項については、国家公務員に対するそれらの取り扱いに準ずる。

3 在外指定学校職員、在外公館職員等としての在職期間のある者の当該在職期間については、条例附則第五項（条例附則第七項において準用する場合を含む。）、条例附則第八項および条例附則第十項第五号に規定する外地官署所属職員の在職期間に準じて取り扱うものとする。

4 条例附則第五項（条例附則第七項において準用する場合を含む。）、条例附則第八項および条例附則第九項の規定を適用する場合において、現に昭和二十八年八月十五日に外地官署所属職員（前項に規定する者を含む。）であつた者で外地官署所属職員の身分に関する件（昭和二十一年勅令第二百八十七号）（前項に規定する者にあつては、同様の規定）の規

第八条 条例第七条第五項ただし書に規定する退職手当に相当する給与については、国家公務員に対する給与の取り扱いに準ずる。

第八条の二及び第九条 削除

第十一条の四 条例第十条第四項の規則で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 (略)
- 二 その事業について当該事業を実施する受給資格者が雇用保険法第五十六条の三第一項第一号イに該当する者に係る就業促進手当又は同号ロに該当する者に係る就業促進手当（雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第八十三条の四に規定する就業促進定着手当を除く。）に相当する退職手当の支給を受けたもの

定によることなく退職した者については、当該規定に該当するものとして取り扱うものとする。

(教職不適格の解除の日等)

第六条の二 条例附則第六項に規定するこれらに準ずる措置および法令の規定または特別の手続によりこれらの措置が解除された日については、国家公務員に対するそれらの取り扱いに準ずる。

(昭和二十八年七月三十一日以前における職員以外の地方公務員等の範囲)

第六条の三 条例附則第七項に規定するもの外地の地方公共団体またはこれに準ずるものに勤務していた公務員には、居留民団等における公務員を含むものとする。

2 条例附則第七項に規定する規則で定める者は、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）施行の日以前において公務員の任命権者が都道府県であつて給与支給義務者が市区町村であつた学校（幼稚園を含む。）に在職した公務員とする。

(外地官署所属職員等で特殊事情があると認められる場合)

第七条 条例附則第八項に規定する特殊の事情があると認められる場合には、県委員会が定める期間については、引き続きその者に就職する意志があつたにもかかわらず、職員または職員以外の地方公務員等として就職することができなかつた理由がやむを得なかつたものと教育長が認め、その際教育長が定める期間とする。

(退職手当に相当する給与)

第八条 条例第七条第五項ただし書（条例附則第二項、条例附則第七項および条例附則第八項においてその例による場合を含む。）および条例附則第七項に規定する退職手当に相当する給与ならびに条例附則第九項に規定する退職手当等の名称、額等については、国家公務員に対するそれらの取り扱いに準ずる。

(特殊退職の場合の規則で定める退職等)

第八条の二 条例附則第九項に規定する規則で定める日および条例附則第十項第六号に規定する規則で定める退職については、教育長がその都度定める。

(未復員者等の範囲)

第九条 条例附則第十三項に規定する未復員者等の範囲については、国家公務員退職手当法および同法に基づき命令に規定するところによる。

第十一条の四 条例第十条第四項の規則で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 (略)
- 二 その事業について当該事業を実施する受給資格者が雇用保険法第五十六条の三第一項第一号イに該当する者に係る就業促進手当又は同号ロに該当する者に係る就業促進手当（雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第八十三条の四に規定する就業促進定着手当を除く。）の支給を受けたもの

三 (略)

三 (略)

(公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則の一部改正)

第九條 公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則 (令和元年 三重県人事委員会
三重県教育委員会

規則
規則第五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当に相当する報酬)</p> <p>第七條 時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当に相当する報酬の支給については、別に定めるものを除き、給与条例第十八条における定年前再任用短時間勤務職員の例による。ただし、これらの手当に相当する報酬に係る勤務一時間当たりの報酬の額の算定方法は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 三 (略)</p>	<p>(時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当に相当する報酬)</p> <p>第七條 時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当に相当する報酬の支給については、別に定めるものを除き、給与条例第十八条における再任用短時間勤務職員の例による。ただし、これらの手当に相当する報酬に係る勤務一時間当たりの報酬の額の算定方法は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 三 (略)</p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第八條中公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則第十一條の四第二号の改正規定は公布の日から施行し、令和四年七月一日から適用する。

(定義)

2 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 令和三年改正地公法 地方公務員法の一部を改正する法律 (令和三年法律第六十三号)をいう。

二 令和五年旧地公法 令和三年改正地公法による改正前の地方公務員法 (昭和二十五年法律第二百六十一号)をいう。

三 暫定再任用職員 令和三年改正地公法附則第四條第一項若しくは第二項 (これらの規定を同法附則第九條第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む)、附則第五條第一項から第四項まで、附則第六條第一項若しくは第二項 (これらの規定を同法附則第九條第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は附則第七條第一項から第四項までの規定により採用された職員をいう。

四 暫定再任用短時間勤務職員 地方公務員法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員をいう。

五 定年前再任用短時間勤務職員 地方公務員法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員をいう。

六 旧地公法再任用職員 この規則の施行前に、令和五年旧地公法第二十八條の四第一項若しくは第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員をいう。

七 令和四年改正給与条例 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (令和四年三重県条例第三十八号)をいう。

(改正後の公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則における暫定再任用職員に関する経過措置)

3 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第一條の規定による改正後の公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則 (以下「改正後の支給規則」という。)第八條第二項、第十三條の三第三項、第十七條の三 (第二号に係る部分に限る。)並びに第十九條 (第一号に係る部分に限る。)の規定を適用する。

4 暫定再任用職員 (暫定再任用短時間勤務職員を除く。)に対する改正後の支給規則第十三條の三第二項の適用については、同条同項中「別表第七」とあるのは、「別表第八」とする。

5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の支給規則第十三條の四第一項及び第三項の規定を適用する。

6 令和四年改正給与条例附則第五項の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律 (平成三年法律第百十号。次項において「育児休業法」という。)第十七條の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員について

準用する。

- 7 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。
 - 一 暫定再任用短時間勤務職員 令和四年改正給与条例附則第六項
 - 二 育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務又は育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員 令和四年改正給与条例附則第五項（前項の規定により準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた令和四年改正給与条例附則第四項（改正後の公立学校職員の単身赴任手当に関する規則における暫定再任用職員等に関する経過措置）
- 8 次に掲げる事由の発生に伴い、住居を移転し、公立学校職員の単身赴任手当に関する規則第二条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員であつて、当該事由の発生の直前の住居から当該事由の発生の直後に通勤する学校に通勤することが同規則第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とするものとなつた暫定再任用職員は、給与条例第十六条の二第三項の同条第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして三重県人事委員会及び三重県教育委員会が共同で定める規則で定める職員とする。
 - 一 令和三年改正地公法附則第四条第一項、第五条第一項若しくは第二項、第六条第一項又は第七条第一項若しくは第二項の規定による採用（令和五年旧地公法第二十八条の二第一項の規定により退職した日（令和五年旧地公法第二十八条の三又は令和三年改正地公法附則第三条第五項若しくは第六項の規定により勤務した後退職した日及び令和五年旧地公法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項、第二十八条の六第一項若しくは第二項、令和三年改正地公法附則第四条第一項、第五条第一項若しくは第二項、第六条第一項又は第七条第一項若しくは第二項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。
 - 二 令和三年改正地公法附則第四条第二項、第五条第三項若しくは第四項、第六条第二項又は第七条第三項若しくは第四項の規定による採用（地方公務員法第二十八条の六第一項の規定により退職した日（同法第二十八条の七第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した日及び同法第二十二条の四第一項、第二十二条の五第一項若しくは第二項、令和三年改正地公法附則第四条第二項、第五条第三項若しくは第四項、第六条第二項又は第七条第三項若しくは第四項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。
- 9 令和三年改正地公法附則第四条第二項、第五条第三項若しくは第四項、第六条第二項又は第七条第三項若しくは第四項の規定により採用され勤務した後退職した日の翌日に地方公務員法第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員に対する第五条の規定による改正後の公立学校職員の単身赴任手当に関する規則第五条第二項の適用については、同項第一号イ中「退職した日」とあるのは、「退職した日（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十二号）附則第四条第二項、第五条第三項若しくは第四項、第六条第二項又は第七条第三項若しくは第四項の規定により採用され勤務した後退職した日を含む。）」とする。
- 10 この規則の施行の日前に、第五条の規定による改正前の公立学校職員の単身赴任手当に関する規則第五条第二項第一号イに該当する採用をされた職員については、同項の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

（改正後の公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則における暫定再任用職員に関する経過措置）
- 11 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第六条の規定による改正後の公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則第二条及び第四条の規定を適用する。
- 12 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第六条の規定による改正後の公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則第十三条の規定を適用する。

（改正後の公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則における暫定再任用職員に関する経過措置）
- 13 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第七条の規定による改正後の公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則第三条の規定を適用する。この場合において暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）に適用するときは、「当該各号に掲げる額（地方公務員法（昭和三十五年法律第二百六十一号。以下「地公法」という。）第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）にあつてはその額に公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第二号。以下「勤務時間条例」という。）第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号）第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員にあつてはその額に勤務時間条例第三条第二項の規

定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、同法第十八条第一項の規定により採用された職員にあつてはその額に勤務時間条例第三条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額」とあるのは、「当該各号に掲げる額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員にあつてはその額に公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第二号。以下「勤務時間条例」という。）第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、同法第十八条第一項の規定により採用された職員にあつてはその額に勤務時間条例第三条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」とする。

（旧地公法再任用職員に係る平均給与額に関する経過措置）

- 14 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第二条第四項に規定する期間中に旧地公法再任用職員として在職していた期間がある場合における当該期間に係る同法第二条第五項の規定の適用については、なお従前の例による。

（雑則）

- 15 附則第三項から前項までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、三重県教育委員会が人事委員会と協議して定める。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、給与条例附則第十八項、第二十項又は第二十一項の規定による給料に関する規則をここに公布します。

令和四年八月十六日

三重県人事委員会委員長 降 旗 道 男
三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

三重県人事委員会規則 三重県教育委員会規則 第六号

給与条例附則第十八項、第二十項又は第二十一項の規定による給料に関する規則

（趣旨）

第一条 この規則は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号。以下「給与条例」という。）附則第十八項、第二十項又は第二十一項の規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 管理監督職 職員の定年等に関する条例（昭和三十九年三重県条例第十九号）第六条に規定する職をいう。
- 二 異動期間 地方公務員法（昭和三十五年法律第百六十一号。以下「法」という。）第二十八条の二第一項に規定する異動期間（法第二十八条の五第一項から第四項までの規定により延長された期間を含む。）をいう。
- 三 特例任用後降任等職員 法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、給与条例附則第十八項に規定する異動日（以下「異動日」という。）の前日において第一項特例任用職員（法第二十八条の五第一項又は第二項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。）又は第三項特例任用職員（同条第三項又は第四項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。）であつたものをいう。
- 四 特定日 給与条例附則第十六項に規定する特定日をいう。
- 五 降格 公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十五年 三重県人事委員会規則第二十一号）第二条第三号に規定する降格のうち、法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等に伴うものを除いたものをいう。
- 六 初任給基準異動 給与条例第九条第一項の給料表（以下「給料表」という。）の適用を異にしない公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則別表第六に定める初任給基準表（第六条第一項第一号において「初任給基準表」という。）に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。

七 給料表異動 給料表の適用を異にする異動をいう。

八 上限額 給与条例第九条第三項及び第九条の三の規定により職員が属する職務の級における最高の号給の給料月額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第一項又は第十七条の規定による勤務（以下「育児短時間勤務等」という。）をしている職員にあつては、当該給料月額に公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第二号）第三条第二項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をいう。

九 その者の号給等 当該職員に適用される給料表並びにその職務の級及び号給をいう。

（給与条例附則第十八項の規則で定める職員）

第三条 給与条例附則第十八項の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた職員（特例任用後降任等職員を除く。）のうち、次に掲げる職員

イ 異動日以後に初任給基準異動をした職員

ロ 異動日から特定日までの間に降格をした職員

ハ 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）

ニ 異動日以後に三重県教育委員会（以下「県委員会」という。）が三重県人事委員会（以下「人事委員会」という。）と協議してその号給を決定された職員又は県委員会が人事委員会と協議して定めるこれに準ずる職員

一 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が増額又は減額されることをいう。以下同じ。）をされた職員

（他の職への降任等をされた職員に対する給与条例附則第二十項の規定による給料の支給）

第四条 法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた職員（特例任用後降任等職員を除く。）

であつて、異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、特定日に給与条例附則第十六項の規定により当該職員が受ける給料月額（特定日後に第一号、第三号又は第四号に掲げる職員となつたものにあつては、特定日に当該各号に掲げる職員になつたものとした場合に特定日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（第三号イに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第四条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次の各号のうち二以上の号に掲げる職員に該当する職員（第三項の規定の適用を受ける職員を除く。）を除く。）には、特定日以後の当該各号に掲げる職員となつた日以後、第四条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第二十項の規定による給料として支給する。

一 異動日以後に給料表異動又は初任給基準異動（以下「給料表異動等」という。）をした職員（第四号に掲げる職員を除く。） 異動日の前日に当該給料表異動等があつたものとした場合（給料表異動等が二回以上あつた場合にあつては、同日にそれらの給料表異動等が順次あつたものとした場合）に同日において当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に百分の七十を乗じて得た額

一 異動日から特定日までの間に降格をした職員（第四号に掲げる職員を除く。） 異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格後のその者の号給等に対応する給料月額との差額（降格を二回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額を合算した額）に相当する額を減じた額に百分の七十を乗じて得た額

二 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。） 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

イ 特定日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）に算出率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

ロ イに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に百分の七十を乗じて得た額

四 異動日以後に県委員会が人事委員会と協議してその号給を決定された職員又は県委員会が人事委員会と協

議して定めるこれに準ずる職員 県委員会が人事委員会と協議して定める額

- 五 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に百分の七十を乗じて得た額
- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第四条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 3 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する職員であつて同項第五号に掲げる職員に該当する職員に対する前二項の規定の適用については、当該職員は第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第四条基礎給料月額は、同項第一号から第三号までに規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 4 第一項第一号から第五号までのうち二以上の号に掲げる職員に該当する職員（前項の規定の適用を受ける職員を除く。）には、県委員会が人事委員会と協議して定める日以後、県委員会が人事委員会と協議して定める額を、給与条例附則第二十項の規定による給料として支給する。

（特例任用後降任等職員に対する給与条例附則第二十項の規定による給料の支給）

第五条 特例任用後降任等職員であつて、仮定異動期間末日（法第二十八条の五第一項から第四項までの規定による異動期間の延長がないものとした場合における異動期間の末日をいう。以下同じ。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、異動日に給与条例附則第十六項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「異動日給料月額」という。）が異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額（当該額に五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この項において「第五条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次条第一項各号、第三項及び第四項に該当する職員を除く。）には、異動日以後、第五条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第二十項の規定による給料として支給する。

- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第五条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

第六条 特例任用後降任等職員であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、異動日に給与条例附則第十六項の規定により当該職員が受ける給料月額（異動日後に第一号、第三号又は第四号に掲げる職員となつたものにあつては、異動日に当該各号に掲げる職員になつたものとした場合に異動日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「異動日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（第三号イに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第六条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次の各号のうち二以上の号に掲げる職員に該当する職員（第三項の規定の適用を受ける職員を除く。）を除く。）には、異動日以後の当該各号に掲げる職員となつた日以後、第六条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第二十項の規定による給料として支給する。

- 一 仮定異動期間末日以後に給料表異動等をした職員（第四号に掲げる職員を除く。） 仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動等があり、同日から異動日の前日まで当該給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合（給料表異動等が二回以上あつた場合にあつては、仮定異動期間末日の前日にそれらの給料表異動等が順次あり、同日から異動日の前日までこれらの給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合）の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（これらの場合において、仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額
- 二 仮定異動期間末日から異動日までの間に降格（職員から書面による同意を得て行うものを除く。以下この号において同じ。）をした職員（第四号に掲げる職員を除く。） 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格後のその者の号給等に対応する給料月額との差額（降格を二回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額を

合算した額)に相当する額を減じた額に百分の七十を乗じて得た額

三 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

イ 異動日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)に算出率を乗じて得た額(その額に十円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

ロ イに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に百分の七十を乗じて得た額

四 仮定異動期間末日以後に県委員会が人事委員会と協議してその号給を決定された職員又は県委員会が人事委員会と協議して定めるこれに準ずる職員 県委員会が人事委員会と協議して定める額

五 仮定異動期間末日の前日から異動日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に百分の七十を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第六条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する職員であつて、第五号に掲げる職員に該当する職員に対する前二項の規定の適用については、当該職員は第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第六条基礎給料月額は、同項第一号から第三号までに規定する給料月額について異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 第一項第一号から第五号までのうち二以上の号に掲げる職員に該当する職員(前項の規定の適用を受ける職員を除く。)には、県委員会が人事委員会と協議して定める日以後、県委員会が人事委員会と協議して定める額を、給与条例附則第二十項の規定による給料として支給する。

(降任等相当給料表異動をした職員に対する給与条例附則第二十一項の規定による給料の支給)

第七条 降任等相当給料表異動(法第二十八条の二第一項ただし書に規定する他の職への転任に伴う給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があつたものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものをいう。以下この条及び次条において同じ。)をした職員(第一項特例任用職員又は第三項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員を除く。第四項において同じ。)であつて、降任等相当転任日(当該降任等相当給料表異動をした日をいう。以下この条及び次条において同じ。)の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(第四項各号に掲げる職員を除く。)のうち、特定日に給与条例附則第十六項の規定により当該職員が受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第七条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、特定日以後、第七条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第二十一項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第七条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 降任等相当転任日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前二項の規定の適用については、当該職員について適用される第七条基礎給料月額は、第一項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 降任等相当給料表異動をした職員であつて、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第十六項の規定の適用を受ける職員であつて、次に掲げる職員には、県委員会が人事委員会と協議して定める日以後、県委員会が人事委員会と協議して定める額を、給与条例附則第二十一項の規

定による給料として支給する。

- 一 降任等相当転任日後に給料表異動等をした職員
- 二 降任等相当転任日から特定日までの間に降格をした職員
- 三 降任等相当転任日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（降任等相当転任日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）
- 四 降任等相当転任日以後に県委員会が人事委員会と協議してその号給を決定された職員又は県委員会が人事委員会と協議して定めるこれに準ずる職員

第八条 第一項特例任用職員又は第三項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であつて、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第四項各号に掲げる職員を除く。）のうち、降任等相当転任日に給与条例附則第十六項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「転任日給料月額」という。）が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合の降任等相当転任日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の前日に当該給料表の適用を受け、同日から降任等相当転任日の前日まで当該給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第八条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、降任等相当転任日以後、第八条基礎給料月額と転任日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第二十一項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第八条基礎給料月額と転任日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前二項の規定の適用については、当該職員について適用される第八条基礎給料月額は、第一項に規定する給料月額について降任等相当転任日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 第一項特例任用職員又は第三項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であつて、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第十六項の規定の適用を受ける職員であつて、次に掲げる職員には、県委員会が人事委員会と協議して定める日以後、県委員会が人事委員会と協議して定める額を、給与条例附則第二十一項の規定による給料として支給する。

- 一 降任等相当転任日後に給料表異動等をした職員
- 二 仮定異動期間末日から降任等相当転任日までの間に降格（職員から書面による同意を得て行うものを除く。）をした職員
- 三 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員
- 四 仮定異動期間末日以後に県委員会が人事委員会と協議してその号給を決定された職員又は県委員会が人事委員会と協議して定めるこれに準ずる職員

（特例任用期間降格等職員に対する給与条例附則第二十一項の規定による給料の支給）

第九条 特例任用期間降格等職員（第三項特例任用職員のうち、仮定異動期間末日から法第二十八条の二第一項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間において、降格（職員から書面による同意を得て行うものに限る。）をされた職員又は給料表異動により当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があつたものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となつた職員をいう。以下この条において同じ。）であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第四項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特例任用期間降格等職員となつた日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）に給与条例附則第十六項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「降格等相当日給料月額」という。）が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額（当該額に五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第九条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、特例任用期間降格等職員となつた日から法第二十八条の二第一項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、第九条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第二十一項の規定による給料として支給する。

- 一 次号に掲げる職員以外の職員 特例任用期間降格等職員となつた日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となつた日の前々日までの間のその者の号給

等に対応する給料月額に、これより多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に百分の七十を乗じて得た額

- 一 仮定異動期間末日以後に給料表異動(当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があつたものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となるものに限る。)をした職員 特例任用期間降格等職員となつた日の前日に特例任用期間降格等職員となつた日において適用される給料表の適用を受ける職員への給料表異動があつたものとした場合の特例任用期間降格等職員となつた日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額(仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動があり、同日から特例任用期間降格等職員となつた日の前日まで当該給料表異動後に適用されている給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となつた日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に百分の七十を乗じて得た額
- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第九条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 3 仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となつた日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前二項の規定の適用については、当該職員について適用される第九条基礎給料月額は、第一項各号に規定する給料月額について特例任用期間降格等職員となつた日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 4 特例任用期間降格等職員であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第十六項の規定の適用を受ける職員であつて、次に掲げる職員には、県委員会が人事委員会と協議して定める日から法第二十八条の二第一項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、県委員会が人事委員会と協議して定める額を、給与条例附則第二十一項の規定による給料として支給する。
 - 一 特例任用期間降格等職員となつた日の翌日から法第二十八条の二第一項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間に公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第二条第二号に規定する昇格をした職員
 - 二 特例任用期間降格等職員となつた日以後に給料表異動等(給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があつたものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものを除く。)をした職員
 - 三 仮定異動期間末日から特例任用期間降格等職員となつた日までの間に降格(職員から書面による同意を得て行うものを除く。)をした職員
 - 四 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員
 - 五 仮定異動期間末日以後に県委員会が人事委員会と協議してその号給を決定された職員又は県委員会が人事委員会と協議して定めるこれに準ずる職員(人事交流等職員に対する給与条例附則第二十一項の規定による給料の支給)

第十条 公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第十六条各号に掲げる者から人事交流等により引き続き管理監督職以外の職に採用された職員(以下この条において「人事交流等職員」という。)のうち人事交流等職員となつた日(当該日が二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。)前に職員であつたものとした場合に異動日とみなされる日(以下この条において「みなし異動日」という。)がある者であつて、人事交流等職員となつた日から引き続き給料表の適用を受ける職員(第四項各号に掲げる職員を除く。)のうち、特定日に給与条例附則第十六項の規定により当該職員が受ける給料月額(人事交流等職員となつた日が六十歳に達した日後における最初の四月一日(以下この条において「仮定特定日」という。)後であるときは、仮定特定日に職員であつたものとして給与条例附則第十六項の規定が適用された場合に仮定特定日に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。)がみなし異動日の前日に職員となつたものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第十条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、人事交流等職員となつた日(特定日前に人事交流等職員となつた場合にあつては特定日)以後、第十条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第二十一項の規定による給料として支給する。

- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第十条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、

「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 給料月額の改定をする条例の制定により、みなし異動日の前日から特定日（人事交流等職員となった日が仮定特定日後であるときは、仮定特定日。以下この項において同じ。）までの間の給料表の給料月額が改定された場合における前二項の規定の適用については、人事交流等職員について適用される第十条基礎給料月額は、第一項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 人事交流等職員のうちみなし異動日がある者であつて、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第十六項の規定の適用を受ける職員であつて、次に掲げる職員には、県委員会が人事委員会と協議して定める日以後、県委員会が人事委員会と協議して定める額を、給与条例附則第二十一項の規定による給料として支給する。

一 かつて第一項特例任用職員又は第三項特例任用職員として勤務していた者で、人事交流等により引き続いて公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第十六条各号に掲げる者となり引き続いて人事交流等職員となったもの及びこれに準ずるもの

二 人事交流等職員となった日以後に給料表異動等をした職員

三 人事交流等職員となった日から特定日までの間に降格をした職員

四 人事交流等職員となった日（特定日前に人事交流等職員となった場合にあつては特定日）以後に育児短時間勤務等をした職員

五 人事交流等職員となった日以後に県委員会が人事委員会と協議してその号給を決定された職員又は県委員会が人事委員会と協議して定めるこれに準ずる職員

（この規則により難い場合の措置）

第十一条 給与条例附則第十八項、第二十項又は第二十一項の規定による給料の支給について、この規則により難い場合又はこの規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別な事情があるときは、あらかじめ県委員会が人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。

（雑則）

第十二条 この規則に定めるもののほか、給与条例附則第十八項、第二十項又は第二十一項の規定による給料の支給に関し必要な事項は県委員会が人事委員会と協議して定める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。